

日病薬認定指導薬剤師 更新条件

更新申請時に、下記の要件をすべて満たしていること。

- (1) 日本病院薬剤師会の会員であること
- (2) 下記の全てを満たしていること
 - 1) 認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院に勤務していること
 - 2) 病院における実務経験が更新申請時点において継続して1年以上であること
- (3) 更新申請時において、下記のいずれかの資格を取得していること
 - 1) 日病薬病院薬学認定薬剤師
 - 2) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
 - 3) 日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師認定制度により認定された医療薬学専門薬剤師・医療薬学指導薬剤師

附則

- 1) ただし、令和7年度までに認定申請するものにあつては3)は従前の日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師(単年度)であっても差し支えない。
- 2) 令和5年12月16日改定、令和6年4月1日施行

- ※ (2)において、勤務中断及び診療所や介護保険施設における勤務経験の取り扱いについては、日本病院薬剤師会の薬学教育委員会において個別の事情を鑑みて判断する。
- ※ 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。